

発達障害児支援医療・保健・福祉・教育等連携強化事業

1 現状

京都府では、府立舞鶴こども療育センター（舞鶴市）、府立こども発達支援センター（京田辺市）を、発達障害児の専門医療機関と位置付け整備（府保健医療計画〈H30～R5〉）

診療件数は、平成28年度には約15,000件から、令和3年度には約20,000件と、1年で約800件増のペースで増え続け、令和4年7月時点の初診待機期間は約7ヶ月。

2 課題

医療的支援を必要とする子どもと保護者が、速やかに診療へと繋がる仕組みが必要

- ・ こども発達支援センターの診療体制の拡充、地域の医療機関との連携
 - 医療的支援の内容充実、初診待機期間の短縮
- ・ 子どもと保護者を取り巻く保健、福祉、教育等関係機関との連携
 - 診療待機中の保護者の不安解消、発達障害児の多様なニーズに応じた支援提供

3 検討経過

全国的な少子化が見られる中、学研都市地域や乙訓地域を含む府南部は、人口流入や出生数増が見込まれ、今後も発達障害児への支援ニーズの増加が見込まれる。

→ 令和2年度、京都府南部地域における発達障害児の専門医療のあり方について検討

（一部抜粋）

医療的支援の量的拡大を図るだけでは根本的な問題が解決せず、関係する各分野の支援機関による連携体制の構築が必要

- ・ 地域の医療機関（かかりつけ医）と、専門医療機関との機能分担
- ・ 医師から心理職やセラピスト等ヘリファアを可能とする多職種一体的な地域支援体制
- ・ 医療、保健、福祉、教育等各分野のコーディネーター同士が連携しやすいよう、各窓口や機能の明確化、連携ルール等の具体化

4 対応

令和4年度「発達障害児支援医療・保健・福祉・教育等連携強化事業」をスタート

- ・ こども発達支援センターの診療体制を増員（令和4年7月～）
- ・ こども発達支援センター及び地域の医療機関の連携イメージを構築
- ・ 医療機関と関係機関（保健・福祉・教育）との「有効な情報連携」を促進
- ・ 各機関における発達障害児支援の「対応力向上」を図る取組みを実施



子育て世帯に対する包括的な地域支援体制の強化